

川崎市インターネット地図情報システム運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、総務企画局情報管理部システム管理課（以下「システム管理課」という。）が管理する川崎市インターネット地図情報システム（以下「本システム」という。）の運営に関し、基本となる事項を定めることにより、本システムの有効かつ適正な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 川崎市インターネット地図情報システムサーバ（以下「サーバ」という。） 本システムの稼働のために必要な情報処理装置、その周辺機器及びこれらに導入されるソフトウェアをいう。
- (2) 情報提供課 本システムを利用して利用者に情報を提供する課（課を置かない部、課を置かない部に相当する室並びに課に相当する室及びセンターにあっては、当該部、室又はセンターを含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 情報作成者用ユーザID 本システム上で情報の新規作成、修正及び削除作業を行うために、情報提供課の長が指定する業務担当職員に対して固有に付番する識別記号をいう。
- (4) 情報公開者用ユーザID 修正又は削除作業を行った情報を本システム上で公開するために、情報提供課の長に対して固有に付番する識別記号をいう。

(運営方針)

第3条 本システムは、次の運営方針に基づいて運営するものとする。

- (1) 本システムは、庁内で保有する情報資産を地図データ上に展開し、インターネットを介して閲覧を可能にすることで、利用者に対し情報を提供する。
- (2) 本システムへの不正な侵入等を防止し、情報の安全性を確保する。
- (3) 本システムはインターネットを利用することで、24時間365日安定した情報提供を行う。

(システム管理者)

第4条 本システムの円滑で安全な運用を図るため、システム管理者を置き、システム管理課長をもって充てる。

(システム管理者の役割)

第5条 システム管理者は、第3条の運営方針に基づき本システムの運営を行うとともに、安定して稼働するように努めなければならない。

(情報提供者)

第6条 本システムで提供する情報を管理するため、情報提供者を置き、情報提供課の長をもって充てる。

(情報提供者の役割)

第7条 情報提供者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 情報の新規作成、修正及び削除作業
- (2) 提供した情報について、定期的に内容を確認し、必要に応じて更新を行う等提供した情報の適正な管理
- (3) 利用者からの情報に対する問合せへの二次対応

(情報管理機能の利用手続き)

第8条 情報提供者が指定する業務担当職員が、情報の新規作成、修正及び削除作業を行うときは、情報作成者用ユーザIDを使用しなければならない。

- 2 情報提供者が、修正及び削除作業を行った情報を本システム上で公開するときは、情報公開者用ユーザIDを使用しなければならない。
- 3 情報作成者用ユーザID及び情報公開者用ユーザID（以下「ユーザID」という。）は、原則として1情報提供者に対して1つずつとするが、1つずつのみでは運用に支障を来すとシステム管理者が認める場合は、この限りではない。
- 4 ユーザIDを取得するに当たって、情報提供者は川崎市インターネット地図情報システムユーザ登録（変更）申請書（第1号様式）により、システム管理者に利用申請を行わなければならない。
- 5 システム管理者は、前項の規定に基づき情報提供者から申請があり、本システムの運用上問題がないと判断したときは、ユーザIDを付与し、川崎市インターネット地図情報システムユーザ登録結果通知書（第2号様式）により、情報提供者に通知を行う。
- 6 情報提供者は、前項の規定に基づき付与されたユーザIDの変更が必要になった場合は、川崎市インターネット地図情報システムユーザ登録（変更）申請書（第1号様式）により、システム管理者にユーザIDの変更手続きを行わなければならない。

(情報の新規公開)

第9条 情報提供者が新規作成した情報を本システム上で公開するときは、原則として公開希望日の一週間前までに、川崎市インターネット地図情報システム情報公開等（依頼・通知）票（第3号様式）により、システム管理者へ依頼しなければならない。

- 2 システム管理者は、前項の規定に基づき情報提供者の長から依頼があり、情報資源の有効活用、費用及び作業量等を勘案し、問題がないと判断したときは、新規作成を行なった情報について、本システム上で公開し、川崎市インターネット地図情報システム情報公開等依頼結果通知書（第4号様式）により、情報提供者に通知を行う。
- 3 随時に又は緊急に情報を新規公開する必要がある場合は、システム管理者と協議の上、情報を新規公開することができる。

(掲載情報の再公開)

- 第10条 情報提供者がすでに公開している情報について、内容の変更又は削除を行い、本システム上で再公開するときは、原則として情報提供者が情報公開者用ユーザIDを使用して再公開の可否を決定するものとする。
- 2 第1項により情報提供者が情報を再公開するときは、次の各号により行うものとする。
- (1) 情報提供者が情報を再公開したときは、川崎市インターネット地図情報システム情報公開等(依頼・通知)票(第3号様式)により、システム管理者へ通知しなければならない。
- (2) 再公開する情報量が多い場合は、原則として再公開希望日の一週間前までに、川崎市インターネット地図情報システム情報公開等(依頼・通知)票(第3号様式)により、システム管理者へ依頼することができる。
- (3) システム管理者は、前号の規定に基づき情報提供者の長から依頼があり、情報資源の有効活用、費用及び作業量等を勘案し、問題がないと判断したときは、修正又は削除を行った情報について、本システム上に再公開し、川崎市インターネット地図情報システム情報公開等依頼結果通知書(第4号様式)により、情報提供者に通知を行う。
- 3 システム管理者は、川崎市インターネット地図情報システム全体構成の整合性を図るとともに、情報を迅速にかつわかりやすく提供し、利用者が利用しやすいシステムとするため、情報提供者に指導及び助言を行うことができる。
- 4 随時に又は緊急に、情報提供者が修正又は削除した情報を再公開する必要がある場合は、第1項の規定にかかわらず、システム管理者と協議の上、情報を再公開することができる。
- 5 情報提供者が最新及び正確な情報を掲載していないとき、又はそのおそれがあるとシステム管理者が認める場合、システム管理者はユーザIDの利用を一時停止、及び掲載情報を非公開にすることができる。

(本システムの改修を行う場合の手続き)

- 第11条 情報提供者が本システムの改修を行う場合は、システム管理者と事前に協議を行い、必要と認められるときは、情報システムの導入等に係る事務手続要綱(19川総シ企第1351号)に基づき、システム改修に係る手続きを行わなければならない。この場合、改修年度に掛かる費用は、原則として情報提供課が負担するものとする。

(制限事項)

- 第12条 掲載しようとする情報の内容に次の各号に該当するものが含まれる場合は、本システムへの掲載はできない。
- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 情報の内容が主として、営業活動、政治活動、又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えると判断されるもの
- (4) 犯罪的行為に結び付くと判断されるものや、法律に反すると判断されるもの
- (5) 本市の行政運営の実態と反し、利用者に誤解を与える恐れのあるもの

(システムへのリンク)

第13条 本システムへのリンクはトップページへのリンク及び、表示される地図の特定の位置へリンクを行うことができる。

2 前項により表示される地図の特定の位置へリンクを行う場合は、本システム上に表示される URL を使用する。

(システムからのリンク)

第14条 本システムに掲載する情報からリンクできるものは、原則として次に掲げるものとする。

なお、第10条の制限事項を踏まえ、各情報提供者の責任においてリンクを行う場合は、この限りでない。

- (1) 電子申請その他の本市が提供する電子行政サービス
- (2) 官公庁、地方自治体（姉妹都市等を含む。）、独立行政法人
- (3) 公益事業のために法令に基づき国又は地方自治体が設置した法人
- (4) 本市が出資する法人等であって、システム管理者が認めたもの
(個人情報等の取扱い)

第15条 本システムには原則として個人情報等を掲載しないものとする。ただし、次の各号を踏まえて、情報提供者の責任により個人情報等を掲載することができる。

- (1) 川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）を遵守すること
- (2) 顔写真等を掲載するときは、原則として本人の了解を得ること
- (3) 著作権を有する情報を掲載するときは、原則として著作権者の了解を得ること
(運用時間)

第16条 本システムは、原則として通年稼働とする。

(運用の停止)

第17条 前条の規定にかかわらず、システム管理者は、サーバの保守作業、障害復旧作業及びその他必要と認めたときは、事前に本システム上において停止日時等を明示した上で、必要最低限の時間に限り本システムを停止することができる。ただし、緊急に停止する必要が生じた場合は、その限りではない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本システムの運営について必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。ただし、第11条の規程は、平成21年度に運用を開始するものには、適用しない。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。